

仕様書

1 業務名

「観光・移住定住促進キャンペーン事業」のイベント実施に関する企画及び運営等業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年2月29日（木）

3 業務の目的

東日本大震災以降に朝ドラの舞台地となった気仙沼市、久慈市、福島市（以下「連携自治体」という。）の観光物産・移住定住プロモーションを実施する「気仙沼・久慈・福島おかえりプロジェクト」（以下「本プロジェクト」）で舞台地を彷彿させるような総合的観光・移住定住キャンペーンを実施することにより、首都圏から連携自治体への誘客促進および関係人口の拡大を図ることを目的とする。

4 委託業務内容

本委託業務では、次に記載する「観光・移住定住促進キャンペーン事業」のイベント実施に係る企画・広報・準備・関係者との連絡調整・実施・撤収等、一切の業務を委託する。

なお、事業の運営にあたっては連携自治体の要望に沿って、首都圏域内での観光・移住定住イベントを1回行うこととしイベント以外にも委託期間内中は、連携自治体の観光・移住定住プロモーションを継続的に実施すること。

5 委託業務の基本情報

【イベント】

ア 開催日 令和5年7月

イ 会場 東京都・千葉県・神奈川県・埼玉県の1都3県のいずれか

【プロモーション】

ア 期間 令和5年6月下旬から令和6年2月29日

イ 内容 観光, 移住定住プロモーション

次に記載する（1）から（3）を「観光・移住定住促進キャンペーン事業」とする。

（1）観光イベントの実施

来場者が連携自治体へ訪れることに強く結びつけることができる魅力的な観光イベントの実施。

(2) 移住・定住イベントの実施

連携自治体の移住・定住の取り組みを紹介しふるさと回帰へ向けたイメージを想起できる移住・定住イベントの実施。

(3) プロモーション事業

首都圏在住者をターゲットにリアルとデジタルを掛け合わせたプロモーションの実施。

6 業務内容

(2) 観光イベントの実施

ア イベントの実施に係る企画・運営

・「5 委託業務の基本情報」に基づき、委託者と随時協議の上、イベントの企画を実施すること。

イ 会場設営・撤去に関すること

- ・音響機器・録画録音機器の設営一式
- ・照明設備・備品設備・資材一式
- ・電源工事及びその費用、配線ケーブル、養生等に関する一式
- ・資材搬入・設営後、当日まで必要な安全措置を講じること。
- ・各設備の適切な安全管理を行うこと。
- ・その他業務遂行に必要な設備を作成・手配するとともに、会場に設営すること。

(3) 移住・定住イベントの実施

ア イベントの実施に係る企画・運営

・「5 委託業務の基本情報」に基づき、委託者と随時協議の上、イベントの企画を実施すること。

イ 会場設営・撤去に関すること

- ・音響機器・録画録音機器の設営一式
- ・照明設備・備品設備・資材一式
- ・電源工事及びその費用、配線ケーブル、養生等に関する一式
- ・資材搬入・設営後、当日まで必要な安全措置を講じること。
- ・各設備の適切な安全管理を行うこと。
- ・その他業務遂行に必要な設備を作成・手配するとともに、会場に設営すること。

(4) プロモーション事業

ア プロモーションツールの制作・掲出

- ・キャンペーン用のチラシ、ポスターの制作
- ・首都圏の駅や施設等に掲出して PR すること。
- ・その他、効果的なプロモーションの展開について委託者と協議の上実施すること。

イ WEB プロモーションの展開

- ・WEB 広告を用いて広く周知を図ること。

・その他、効果的なプロモーションの展開について委託者と協議の上実施すること。

(5) 共通項目

- ア 会場費等の支払いに関すること。
- イ イベント広報に関すること。
- ウ イベント保険に加入すること。
- エ 本業務に係る第三者との各種調整, 交渉は, 原則として受託者が行うこと。ただし, 事前に委託者と十分協議を行い, 情報共有を図ること。

7 本委託の実施上の留意事項等

(1) 実施体制・業務主任等

- ア 受託者は、本委託業務を迅速かつ円滑に履行するための実施体制を整えること。
- イ 受託者は、本委託業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、委託者との協議や打ち合わせ等に出席させること。
- ウ 受託者は、主たる責任者を定め、担当者との緊密な連絡と十分な打ち合わせを行うこと。

(2) 委託料に含まれる経費

委託料には、委託事業の実施に係る一切の費用を含むものとする。ただし、本事業の実施における市職員の旅費及び市が行う広報経費等は除く。

(3) 仕様の変更等

受託者が、やむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議し、承認を得ること。

(4) 仕様書記載外の事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて協議して定めるものとする。

(5) その他

- ア 本業務の実施に当たり、法令等の許可、届出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- イ 本業務を実施するために必要な打合せを随時実施すること。
- ウ 本業務の実施に当たっての作業方法及び進行状況について、市に適宜連絡すること。

8 成果物

成果物は次のとおりとする。なお、本業務により作成したデータ、写真、文書等の著作権（著作権法第 21 条から 28 条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属するものとする。

(1) 実績報告書

- ア 事業に掲げる内容を記録（記録写真・動画の撮影・新聞・メディア等の掲載

記事等の収集)し、紙媒体5部及びデータで提出すること。

イ その他、委託者が必要と認める資料

(2) 納品場所は事務局の指定する場所とする。

9 特記事項

本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。

10 事務局

福島市商工観光部観光交流推進室（気仙沼・久慈・福島3市連携実行委員会事務局）

電話：024-572-5718

E-mail：kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp